

事務連絡
令和5年1月31日

各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について

平素より障害児支援における安全管理について、御理解・御尽力を頂き有難うございます。

さて、バス送迎に当たっての安全管理の徹底等について、これまで様々御対応いただいているところですが、標記について、下記のとおり連絡しますので、各主管課においては、今後の安全管理の徹底に向けた指導・助言等に当たり、参考としていただくとともに、各施設・事業所に対し、周知徹底を図るようよろしくお願い申し上げます。

なお、保育所等における安全装置について、関係府省より別添の事務連絡が発出されておりますので、参考として添付いたします。

記

1 安全装置の補助基準額等について

安全装置の補助基準額は、市場動向を踏まえて、以下のとおりとしたこと。

・装備が義務付けられる施設・事業所（児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所）：1台当たり17.5万円

本補助は、令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。なお、装備後の改修等によりガイドラインに適合しているものを含む。

※詳細は、近日中にお示しする補助要綱等を参照すること。

2 安全装置のリストについて

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストが下記の内閣府のURLにて公表されたので、各施設・事業所や各自治体において、参考としていただきたい。なお、本リストは、今後も随時更新される予定とのことであるので、留意すること。

(掲載ページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



【問合せ先】

●厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係
TEL：03-5253-1111（内線 3037, 3102）

事務連絡
令和5年1月27日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等
及び安全装置のリストの公表について

平素より学校や児童福祉施設の安全管理について、御理解・御尽力を頂き有難うございます。さて、バス送迎に当たっての安全管理の徹底等について、これまで様々御対応いただいているところですが、標記について、下記のとおり連絡しますので、各主管課においては、今後の安全管理の徹底に向けた指導・助言等に当たり、参考としていただくとともに、別表の各施設に対し、周知徹底を図るようよろしくお願い申し上げます。

記

1 緊急点検・実地調査の取りまとめについて

「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の実施について（提出方法）」（10月27日付け事務連絡）等に基づき提出いただいた実地調査の実施状況や緊急点検の取りまとめ結果は、別添のとおりであること。

未だ実地調査を行うことができていない施設については、原則として、令和4年度中に行われた。また、解決に向けた対応について「未定」、「時期は未定」のものをはじめ、緊急点検・実地調査の結果、課題が見られた施設については、必要な指導、助言等を行うとともに、指導監査等の機会を活用するなどし、適切にフォローアップしていただきたい。

また、今回の緊急点検・実地調査において課題が見られなかった施設を含め、10月12日に発出した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や今回の緊急点検・実地調査のとりまとめ結果等を踏まえ、安全管理を不断に徹底していただきたい。その際には、幼児専用車に係る

衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月 車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意されたい。

なお、今回の緊急点検・実地調査の取りまとめ結果については、本日の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」（第5回）において報告するとともに、下記 URL にて公表している。

(掲載ページ)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html



2 安全装置の補助基準額等について

安全装置の補助基準額は、市場動向を踏まえて、下記のとおりとしたこと。

- ・ 装備が義務付けられる施設（保育所等）：1台当たり 17.5 万円
- ・ 装備が義務付けられない施設（小・中学校等）：1台当たり 8.8 万円

本補助は、令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。なお、装備後の改修等によりガイドラインに適合しているものを含む。（参考：上記関係府省会議資料2のp9）

※詳細は、近日中に発出する文部科学省・厚生労働省が発出する補助要綱等を参照すること。

3 安全装置のリストについて

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストを下記 URL にて公表したので、各施設・事業や各自治体において、参考としていただきたい。なお、本リストは、今後も、随時、更新していく予定であること。

(掲載ページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



(別表)

周知先	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所轄の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

【問合せ先】

- 認可保育所及び地域型保育事業に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課 企画調整係
tel : 03-5253-1111 (内線 4852, 4854)
- 認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室指導係
tel : 03-5253-1111 (内線 4838)
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
tel : 03-5253-4111 (内線 2695)
- 認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部 参事官 (認定こども園担当) 付
tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)
- ガイドラインに適合する安全装置のリストに関すること
内閣府子ども・子育て本部 参事官 (子ども・子育て支援担当) 付
tel : 03-5253-2111 (内線 38350, 38347)